厚生労働省
佐賀労働局

Press Release

厚生労働省佐賀労働局発表
平成 25 年 5 月 31 日
午後２時解禁

【照会先】
厚生労働省佐賀労働局総務部企画室
企画室長　　直塚　孝明
労働紛争調整官　　大田　　隆
（電話　0952－32－7167）

◎総合労働相談件数は、4 年連続 7000 件台で高止まり

◎民事上の個別労働紛争相談は、いじめ・嫌がらせに関する相談が 2 年連続第一位

《平成 24 年度個別労働紛争解決制度施行状況》

〈平成24年度の佐賀労働局の実績〉

① 相談は7,218件あり、そのうち個別労働紛争相談は2,111件ありました。
② 民事上の個別労働紛争相談のうち、「助言・指導」申出受付件数は86件ありました。
③ また、「あっせん」申請受理件数は74件でした。

※ 「助言・指導」とは、労働局の職員が、紛争の相手方に対し、問題点を示すなどにより、解決のためのアドバイスをするサービスのことです。
「あっせん」とは、佐賀紛争調整委員会（大学教授、弁護士などで構成）の委員が、双方の間に入って、和解のための話し合いを手伝うサービスのことです。

個別労働紛争解決制度は、『個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律』の施行に伴い、平成13年10月からスタートしました。

本制度による総合労働相談コーナーは、佐賀労働局総務部企画室のほか、県内四箇所の労働基準監督署内（佐賀・唐津・武雄・伊万里）にも設置されています。

この制度利用のメリットは、法的強制力は無いながらも、**① 秘密（非公開）のうちに、② 簡単に、速やかに、③ 無料**で解決が図れるところです。

また、相談についても、秘密を堅く守っておりますし、費用も予約もいりませんので、安心してご利用いただいているところです。

もちろん、「助言・指導」、「あっせん」を含め、事業主側からも利用できます。

お困りの時は、まずは、電話でお気軽にご相談ください。

個別労働紛争解決制度利用状況（佐賀労働局）

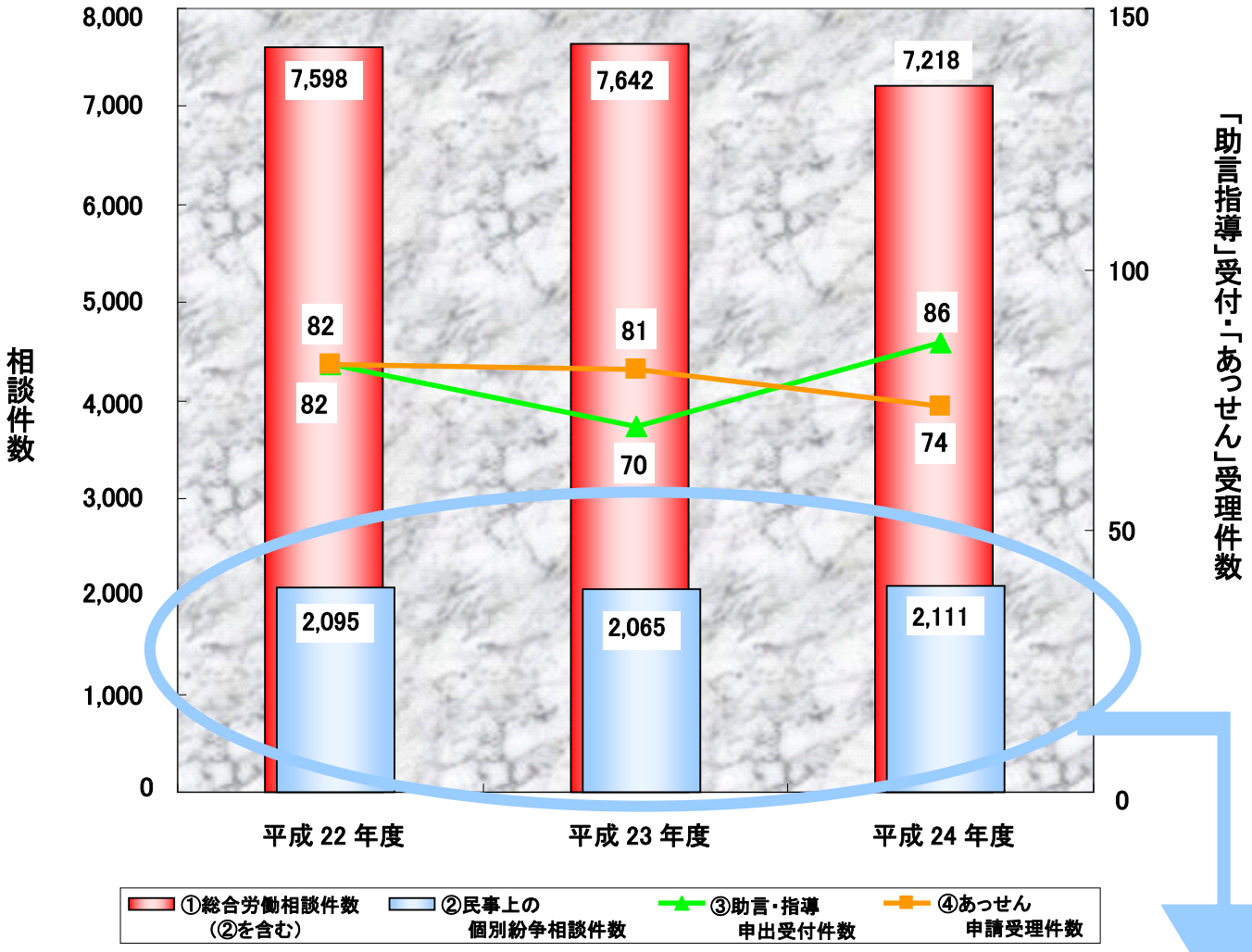

民事上の個別労働紛争相談内容の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
第1位	普通解雇（430 件）	いじめ・嫌がらせ（364 件）	いじめ・嫌がらせ（361 件）
第2位	いじめ・嫌がらせ（300 件）	普通解雇（339 件）	普通解雇（308 件）
第3位	退職勧奨（266 件）	自己都合退職（294 件）	自己都合退職（301 件）

民事上の個別労働紛争相談件数の労使別・就労形態別内訳の推移（全体比）

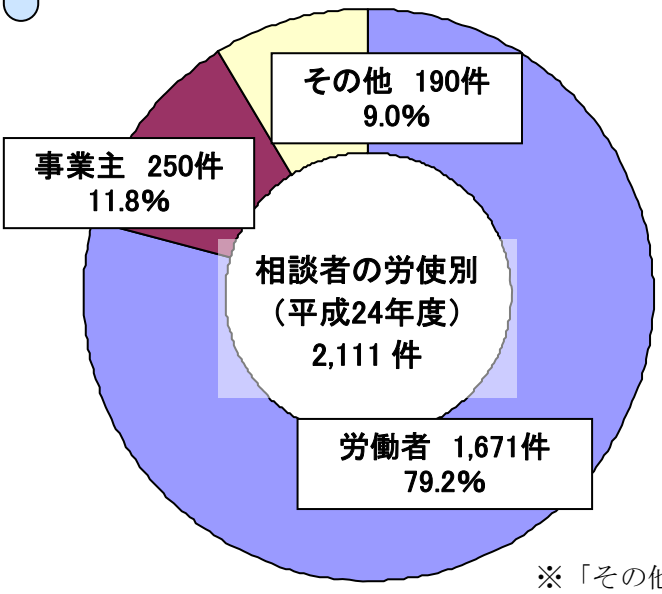

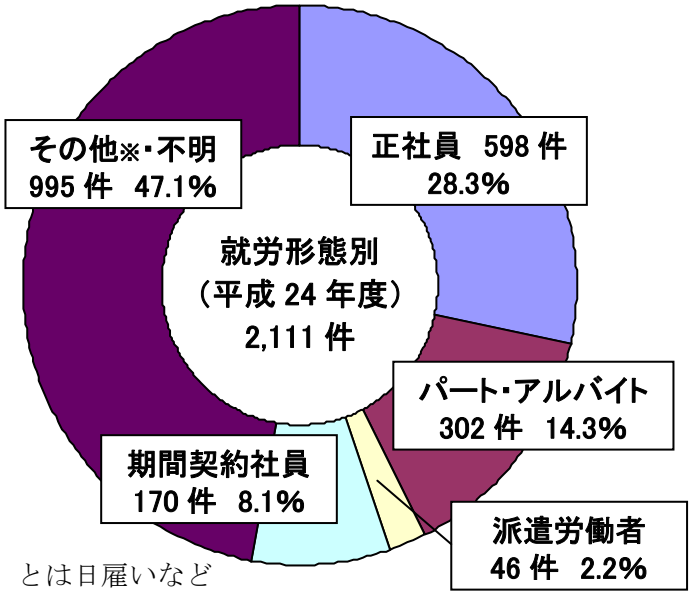

※「その他」とは日雇いなど

佐賀労働局長の助言・指導

佐賀紛争調整委員会によるあっせん　　手続き終了状況

平成 24 年度の助言･指導結果（終了 86 件中）
助言･指導を実施（81 件）
打切り、取下げ等（5 件）
（処理期間）　1 ヶ月以内:85 件　2 ヶ月以内:1 件　3 ヶ月以内:0 件　3 ヶ月超え:0 件

平成 24 年度のあっせん結果（終了 78 件中）			
あっせん手続き不参加（35 件）	あっせん不開催	被申請人の不参加により打切り（35 件）	
あっせん手続参加（37 件）	あっせん開催	あっせん開催前に合意（2 件）	合意（24 件）
		あっせんの場で合意（22 件）	
		あっせんが開催されたが不合意（13 件）	不合意（13 件）
取下げ（6 件）			
（処理期間）　1 ヶ月以内:54 件　2 ヶ月以内:22 件　3 ヶ月以内:1 件　3 ヶ月超え:1 件			

被申請人があっせんの手続に参加した割合：47.4%

うち合意に至った割合：64.9%

助言･指導及びあっせんの事例

助言･指導の例

【いじめ・嫌がらせに関する紛争】

（申出内容）
　人事異動で新たに管理者となった者からパワーハラスメントを受けたので本社に対して職場環境の改善を申し入れたが、一向に改善されないため助言を求めた。

（結果）
　労働局から、事業主に対し、事業主には労働者の職場環境に配慮する義務があり、職場内でパワーハラスメントが起こらないような体制を整える必要があることを伝えた。
　事業主はパワーハラスメントに関する社内調査を行い、パワーハラスメントを防止するため、社内注視体制が整えられた。

あっせんの例

【普通解雇に関する紛争】

（申請内容）
　協調性に欠け職場の雰囲気を悪化させている等の理由により解雇された。申請人は、当該処分は無効であるとして撤回を求めたが、被申請人（事業主）がこれに応じないため、あっせんの申請を行った。

（結果）
　解雇理由について双方の主張にくい違いが認められたが、あっせん委員による調整の結果、申請人は雇用契約の終了を了承し、被申請人より申請人に対し解決金を支払うことで合意文書の作成が行われた。

厚生労働省佐賀労働局管内の総合労働相談コーナー

相談窓口	所在地・電話番号
佐賀労働局総合労働相談コーナー　女性相談員	佐賀市駅前中央3－3－20佐賀第二合同庁舎3階（佐賀労働局企画室内） Tel:0952-32-7167　　Fax:0952-32-7159
佐賀総合労働相談コーナー　女性相談員	佐賀市駅前中央3－3－20佐賀第二合同庁舎3階（佐賀労働基準監督署内） Tel:0952-32-7133　　Fax:0952-32-7157
唐津総合労働相談コーナー　女性相談員	唐津市千代田町2109－122（唐津労働基準監督署内） Tel:0955-73-2179　　Fax:0955-74-6583
武雄総合労働相談コーナー　女性相談員	武雄市武雄町昭和758（武雄労働基準監督署内） Tel:0954-22-2165　　Fax:0954-22-2168
伊万里総合労働相談コーナー	伊万里市立花町大尾1891－64（伊万里労働基準監督署内） Tel:0955-23-4155　　Fax:0955-23-4157